

・仕様変更前

「輸出許可内容変更申請事項登録（EAA）」業務において「大額・少額識別」を変更することができず、輸出許可後にシステムで「大額・少額識別」を変更する場合は、輸出取止め再輸入の許可を受けた上で改めて輸出申告等を行う必要がありました。

・仕様変更後

「輸出許可内容変更申請事項登録（EAA）」業務において、「大額・少額識別」の変更ができるようになりました。  
 ※数量等変更の場合のみ「大額・少額識別」の変更が可能です。船（機）名変更の場合は変更不可です。

